

第7次美瑛町行政改革大綱（R3～R7）

令和3年度実施項目の検証（総評）

1 事務事業の見直し

公益性、必要性や緊急性を考慮し、効率的な事務事業の推進に向け見直しに取り組みました。

○取組内容

5S運動に関しては、日常的に使用する書類やファイルの整理整頓は習慣化され、書庫や保管庫における保存年限の経過した文書ファイルや不要品についても整理し、効率よく業務が遂行できる環境を整備しました。

事業の必要性の明確化については、小事業毎に数値目標を設定し、事業の統廃合も含め効果の検証を行ったほか、財政運営計画を作成し、国や北海道の補助金等を活用して財源の確保に努めました。

また、これまで庁舎内の各窓口にて行っていた各種手続について、来庁者を移動させず、担当課職員が1階住民生活課窓口へ移動して手続を行う「ワンストップ窓口」の導入に向けた試行を行いました。

書面規制、押印、対面規制等の見直しについては、庁内にDX推進検討会を組織し、行政手続における押印の廃止とメール等による申請について検討を行い、マニュアルの作成とそれに伴う条例、規則の改正を行い、令和4年度より行政手続の一部について、メール等による受付を開始しました。

○今後の取組

ペーパーレス化を推進するため、電子データの整理や保存方法に関する規則などの検討、また、メール等による申請について、取り扱う行政手続の拡充について検討を進めます。

また、ワンストップ窓口の導入や拡充を図るなど、新型コロナウイルス感染症による社会変革や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、各種事業の見直しやDX等による業務の効率化を図ります。

2 行政機構と職員体制の見直し

職員の政策形成力等の向上と意識改革を図るとともに、非常事態時等における業務環境の確保に向けてテレワークの試行を実施しました。

○取組内容

階層別職員研修を実施し、政策形成力、行政運営能力などの向上に努めるとともに、自主的な課題に取り組める研修に関して参加を促すなど、個々の意識改革を図りました。

働き方改革や新型コロナウイルス感染症のような非常事態時におけるテレワークの導入に関しては、実施体制やルール等についてテレワーク実施要綱（案）を作成し、庁舎外から庁内ネットワークへ接続して業務を行う環境を構築、テレワークの試行を実施しました。

○今後の取組

職員の更なる意識改革を進めるため、人事評価における個別目標の設定方法や自己評価の基準などの充実について検討するほか、テレワークについては一部でネットワークへの接続不良や操作性について課題があることから、引き続き試行を重ねつつ、導入に向けた検討を進めます。

3 行政の情報化の推進と行政サービスの向上

ICT（情報通信技術）を活用した行政サービスの提供や事務処理の効率化など、電子行政サービスの充実・高度化に努めました。

○取組内容

ホームページ、SNS等を活用した迅速な行政情報の配信による住民サービスの向上を目指し、情報戦略委員会においてより見やすいホームページの改訂について協議を行い、掲載情報を迅速に更新するように努めました。ラインやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSについては、掲載情報を町民向けと町外者向けに考慮して、即時性のある情報発信を行いました。

また、役場窓口での手数料等の納付の際に、現金のほかクレジットカードやスマートフォンアプリによる納付が可能となるよう、キャッシュレス決済システムの試験導入について準備を進めました。

○今後の取組

町公式ラインアカウントの有効活用により、必要な情報を必要な方に配信をできるよう機能の拡充を図るほか、公共施設の電子予約など町民の利便性を意識した電子化に向け、更なる検討を行います。

また、キャッシュレス決済システムの導入や機能の拡充を検討し、行政手続全般のスマート化を図るための取り組みを進めます。

4 住民協働を意識した行政運営

各種団体や地域住民の活動を支援し、行政運営に町民の意見を積極的に取り入れるよう、町民が主体となったまちづくりに努めました。

○取組内容

行政運営における住民参画や協働による取り組みを進めるため、各種委員会委員の選任について一般公募を取り入れて募集を行い、事業運営などに対

して評価、助言などをいただきました。また、まちづくり委員会や自治基本条例策定専門部会を継続的に開催し、まちづくりにおける懸案事項等を町民と共に検討しました。

○今後の取組

各種団体や地域住民活動に対する支援を継続し、自治基本条例の制定に向けた検討を進めるなど、町民が主体となったまちづくりを推進します。

5 公共施設の効果的な管理運営

公共施設の適正配置、施設の長寿命化等による財政負担の軽減に取り組んだほか、公民連携による地域の活性化や質の高いサービスの提供に努めました。

○取組内容

公共施設の管理運営に関しては、中長期的な視点の下に施設管理に係るコストを検証し、各施設の長寿命化等に取り組んだほか、旭川市等とし尿の広域処理を行うことで、浄化センターの機能を令和4年度に廃止するよう手続を進めました。

また、既存公共施設の利用が促進されるよう、他町村からの利用を促進することで広域的な利活用と新たな財源の確保を行ったほか、地域人材育成研修交流センターの利用団体等に対し、Beコインによる助成を行い、施設利用の促進と町内消費の活性化を図りました。

さらに、民間事業者の持つノウハウをいかした施設の有効活用について募集を行い、未利用だった廃校施設等を民間事業者に貸与することで地域の活性化と新たな経済活動につなげました。

○今後の取組

既存施設の維持に当たっては、施設ごとの役割を明確にし、利活用の実績等を踏まえ有効な活用を図るとともに新たな運営手法を取り入れるなど、将来を見据えた施設の適正な運用に向けて検討を進めます。

現在未利用となっている公共施設の利活用に当たっては、様々なノウハウを持つ民間事業者等から自由な提案をいただくことで、財政負担を最小限に抑えつつ、効果的な施設の活用に努めます。